

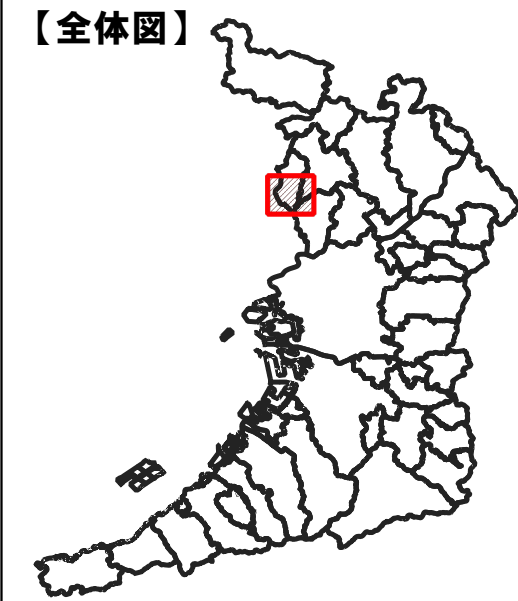
17 池田特定猟具使用禁止区域

1:13000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

国道173号線と国道423号線の交点木部交差点を起点とし国道173号線を980メートル南下し中橋交差点に至る。同交差点より市道池田北8号線を200メートル東進し、府道池田箕面線に至り同道を2.500メートル東進し箕面市との境界線に至る。箕面市との境界線を南下し、箕面市、豊中市との境界線に至り、更に豊中市との境界線を南下し、豊中市、伊丹市の境界線に至る。伊丹市との境界線を西進し、伊丹市、川西市との境界線に至り、川西市との境界線を北上し加茂井堰に至る。加茂井堰を渡り、市道細河第22号線を60メートル南下し市道細河第53号線を110メートル東進し起点に至る線で囲まれた地域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認ください。